**平成２５年（フ）第１３０４号**
愛知県知多郡東浦町大字藤江字須賀４番地の１　クレストコート102号、開始決定時の住所愛知県知多郡東浦町大字生路字西午新田33番地の７
破産者　長坂　通勝
１　決定年月日　平成26年２月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第５６２号**
京都府久世郡久御山町佐山籾池１番地　４棟110号、開始決定時の住所京都府宇治市五ケ庄平野57番地の28
破産者　髙根　専護
１　決定年月日　平成26年２月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第２７６号**
岡山県倉敷市玉島道口5165番地１　市営池畝団地31号、開始決定時の住所岡山県倉敷市玉島阿賀崎５丁目４番33号　ＡＰ阿賀崎103
破産者　道廣　伸之
１　決定年月日　平成26年２月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２４年（フ）第３６４号**
広島県廿日市市沖塩屋３丁目５番９号
破産者　香川　博夫
１　決定年月日　平成26年２月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第５６８号**
広島県廿日市市峰高１丁目４番８号
破産者　三井　慶郎
１　決定年月日　平成26年２月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第２９５号**
北海道天塩郡天塩町字川口5690番地の２
破産者　岡野　雅明
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第２１５号**
岩手県大船渡市末崎町字烏崎100番地２、開始決定時の住所岩手県大船渡市末崎町字烏崎100番地１
破産者　小松　功三
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２５年（フ）第１３６号**
秋田市新屋日吉町８番38号、前住所秋田市仁井田福島２丁目４番44号カトルフィーユ203号・秋田市御所野地蔵田４丁目14番９号
破産者　石黒　洋子（旧姓畠山・伊藤）
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第３９号**
山形県米沢市中央３丁目１番10号
破産者　淀野セツ子
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

**平成２４年（フ）第１２０９号**
神奈川県平塚市南金目838番地の１
破産者　諸星　　卓
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第４５号**
横浜市中区本牧町１丁目48番地４　ハイツ本牧401号室、開始決定時の住所横浜市中区本牧町１丁目138番地
破産者　松井　幸則
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１４３９号**
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北４丁目13番13号
破産者　丸田　晴男
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１４６５号**
横浜市港南区上永谷６丁目16番29号
破産者　中村　幸夫
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１２９号**
富山県高岡市戸出西部金屋253番地
破産者　高畑ひと美
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

**平成２５年（フ）第１６０号**
金沢市若草町８番７号
破産者　向河原辰郎
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２５年（フ）第１７１号**
金沢市上荒屋６丁目435番地　ヴィラージュ綾101号、開始決定時の住所金沢市上荒屋４丁目142番地１
破産者　岡島　尚一
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２５年（フ）第３５１号**
金沢市桂町50街区１番　社会福祉法人美羽福祉会ケアハウスゆりの里505号室、住民票上の住所金沢市西金沢３丁目64番地
破産者　逸見　　廣
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所